

櫻井木材加工株式会社行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年 10月 1日～ 令和10年 9月 30日までの 5年間
2. 内容

目標1：育児・介護と仕事の両立支援を目的としたカウンセリングにより、従業員の業務に対応したリモートワーク、在宅勤務環境の整備

<対策>

- 令和5年 10月～ 従業員の状況把握、カウンセリングの実施
- 令和6年 8月～ 担当業務のリモートワーク化の可否の精査
- 令和8年 4月～ 育児・介護などの事情に応じたリモートワークが可能な環境、規程の整備

目標2：労働者の様々な事情に応じて柔軟に休暇を取得できるよう、時間単位の年次有給休暇制度を導入する。

<対策>

- 令和5年 10月～ 年次有給休暇の取得状況を確認する
- 令和6年 5月～ 適正な取得ができるよう管理職への周知
- 令和6年 8月～ 時間単位年次有給休暇の取得規定を策定する
- 令和6年 8月～ 時間単位年次有給休暇の積極的な広報